

令和5年第2回臨時会議事日程（第1号）

令和5年5月15日（月）

午前10時00分開議

- 日程第1 仮議席の指定
- 日程第2 選挙第1号 議長の選挙
- 日程第3 会議録署名議員の指名
- 日程第4 会期の決定
- 日程第5 選挙第2号 副議長の選挙
- 日程第6 議席の指定
- 日程第7 常任委員の選任
- 日程第8 議会運営委員の選任
- 日程第9 選挙第3号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙
- 日程第10 選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙
- 日程第11 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙
- 日程第12 選挙第6号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙
- 日程第13 選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙
- 日程第14 選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙
- 日程第15 選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙
- 日程第16 選挙第10号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙
- 日程第17 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第1号））
- 日程第18 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第19 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 日程第20 報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度吉富町営幸子団地住戸改善外壁等改修工事（3期工事）契約変更）
- 日程第21 議案第30号 監査委員の選任について
- 日程第22 閉会中の継続審査の申し出について

会期日程表（案）

目次	月日	曜	区分	開議時刻	摘要
第1日	5月15日	月	本会議	午前10時	開会 会期の決定 提案理由の説明 質疑、討論、採決 閉会

令和5年第2回吉富町議会臨時会会議録（第1号）

招 集 年 月 日 令和5年5月15日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 5月15日 10時00分

応 招 議 員 1 番 新保 祐介 6 番 横川 清一
 2 番 丸谷 宏一 7 番 是石 利彦
 3 番 角畑 正数 8 番 岸本加代子
 4 番 向野 倍吉 9 番 矢岡 匡
 5 番 太田 文則 10番 山本 定生

不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121	町 長 花畑 明	上下水道課長	奥家 照彦
条の規定により説明	教 育 長 江崎 藏	建 設 課 長	軍神 宏充
のため会議に出席し	未来まちづくり課長 和才 薫	地域振興課長	鍛治 幸平
た者の職氏名	総務財政課長 奥本 仁志	教 務 課 長	南 博己
	住 民 課 長 石丸 順子	建 設 課 主 幹	友田 哲也
	税 務 課 長 岩井 保子	吉富あいあい	梅林 正典
	会 計 管 理 者	セ ン タ ー 所 長	奥本 恭子
	福祉保険課長 別府 真二	危 機 管 理 室 長	鍛治 淳子
	子育て健康課長 石丸 貴之	検 査 会 計 室 長	
		吉富保育園長	
		吉富幼稚園長	

本会議に職務のため 局 長 小原 弘光
 出席した者の職氏名 書 記 西岡 恵
 書 記 増田 楓雅

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○事務局長（小原 弘光君） 事務局長の小原です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が決まるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

年長の岸本議員を御紹介します。岸本議員、議長席へお願いいたします。

〔臨時議長 岸本加代子君議長席に着く〕

○臨時議長（岸本加代子君） 皆さん、おはようございます。

ただいま紹介されました岸本です。地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくをお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症が5類に移行となり、様々なことが緩和されています。本町議会におきましても全てのアクリル板を撤去しました。また、マスクの着用につきましては出席者の判断に委ねることにします。

ただいまから、令和5年第2回吉富町議会臨時会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 仮議席の指定

○臨時議長（岸本加代子君） 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙

○臨時議長（岸本加代子君） 日程第2、選挙第1号議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○臨時議長（岸本加代子君） ただいまの出席議員数は10名です。

次に立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に新保議員、丸谷議員、角畑議員を指名します。

投票用紙をお配りします。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○臨時議長（岸本加代子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岸本加代子君） 配付漏れなしと認めます。

では、投票箱を点検します。

立会人は投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○臨時議長（岸本加代子君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席1番、新保議員から順番に投票をお願いします。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1番 新保 祐介議員	2番 丸谷 宏一議員
3番 角畑 正数議員	4番 向野 倍吉議員
5番 矢岡 匡議員	6番 山本 定生議員
7番 太田 文則議員	8番 横川 清一議員
9番 是石 利彦議員	10番 岸本加代子議員

○臨時議長（岸本加代子君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（岸本加代子君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番、新保議員、2番、丸谷議員、3番、角畑議員、開票の立会いをお願いします。

〔開票〕

○臨時議長（岸本加代子君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票、うち有効投票10票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、山本定生議員6票、横川清一議員3票、岸本加代子議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は有効投票数10票の4分の1ですので、2,500票です。したがって、山本定生議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○臨時議長（岸本加代子君） ただいま議長に当選された山本定生議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をします。

山本定生議員、議長席にお着きになり、告知に対する挨拶をお願いいたします。

以上で全ての職務は終了しました。御協力ありがとうございました。

〔臨時議長退席、議長着席〕

○議長（山本 定生君） ただいまの選挙の結果での当選を承諾し、吉富町議会第22代議長の職務を務めさせていただきます山本定生です。

住民の負託を受けた議員で構成される町議会は町民の幸せを第一に考えなければなりません。そのため、議員一人一人が知恵を出し、開かれた議会を、また町民の皆様の声に耳を傾け、町民目線の議会を構築していかなければならないと思っております。

今回、議長に選出された重みを真摯に受け止め、議会運営への御協力を皆さんにお願いして私の就任挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。（拍手）

日程第3. 会議録署名議員の指名

○議長（山本 定生君） では、日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、新保議員、丸谷議員の2名を指名します。

日程第4. 会期の決定

○議長（山本 定生君） 日程第4、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、お手元に配付の会期日程表（案）のとおり、本日5月15日の1日間にしたいと思いますが、これに御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日5月15日の1日間に決定いたしました。

日程第5. 選挙第2号 副議長の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第5、選挙第2号副議長の選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山本 定生君） ただいまの出席議員は10名です。

次に立会人の指名を行います。

会議規則第32条第2項の規定によって立会人に新保議員、丸谷議員、角畑議員を指名いたします。

ただいまから投票用紙をお配りいたします。念のため申し上げますが、投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（山本 定生君） 投票用紙の配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

立会人は投票箱の点検をお願いします。

〔投票箱点検〕

○議長（山本 定生君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。仮議席番号1番、新保議員から順番に投票を願います。

〔事務局長点呼・議員投票〕

1番 新保 祐介議員	2番 丸谷 宏一議員
3番 角畑 正数議員	4番 向野 倍吉議員
5番 矢岡 匡議員	6番 山本 定生議員
7番 太田 文則議員	8番 横川 清一議員
9番 是石 利彦議員	10番 岸本加代子議員

○議長（山本 定生君） 投票漏れはありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。1番、新保議員、2番、丸谷議員、3番、角畑議員、開票の立会いをお願いいたします。

〔開票〕

○議長（山本 定生君） 選挙の結果を報告します。

投票総数10票のうち、有効投票10票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、矢岡匡議員7票、太田文則議員2票、岸本加代子議員1票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は有効投票数10票の4分の1です。2,500票です。したがって、矢岡匡議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

〔議場開鎖〕

○議長（山本 定生君） ただいま副議長に当選されました矢岡議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

矢岡議員、当選の承諾並びに御挨拶をお願いします。

○副議長（矢岡 匡君） 私を選出いただきまして感謝申し上げます。議長との意思の疎通を念頭に町議会を高めてまいりたいと考えております。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

（拍手）

○議長（山本 定生君） 暫時休憩とします。

日程第16までは執行部の方は退席されることになっております。

午前10時21分休憩

午前10時22分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第6. 議席の指定

○議長（山本 定生君） 日程第6、議席の指定を行います。

会議規則第4条第1項の規定により議員の議席は議長が定めることとなっております。議席は若い番号順に当選回数期ごとに年齢順とし、9番が副議長、10番が議長とします。

それでは、1番、新保議員、2番、丸谷議員、3番、角畑議員、4番、向野議員、5番、太田議員、6番、横川議員、7番、是石議員、8番、岸本議員、9番、副議長、10番、議長と指名します。

移動をお願いします。

暫時休憩いたします。

午前10時23分休憩

午前10時24分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま着席の議席を各議員の議席として指定いたします。

日程第7. 常任委員の選任

○議長（山本 定生君） 日程第7、常任委員の選任を行います。

事務局に委員名簿を配付させます。

暫時休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員会条例第7条第1項の規定で常任委員会委員の選任は議長が会議に諮って指名することとなっております。

お諮りします。ただいまお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、常任委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり指名することといたします。

これより各常任委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。皆さん、別室のほうへお集まりください。

午前10時26分休憩

午前10時58分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

総務文教常任委員会、委員長、是石議員、副委員長、丸谷議員、福祉産業建設常任委員会、委員長、岸本議員、副委員長、新保議員、予算決算常任委員会、委員長、横川議員、副委員長、岸本議員。

以上、諸般の報告を終わります。

日程第8. 議会運営委員の選任

○議長（山本 定生君） 日程第8、議会運営委員の選任を行います。

事務局に委員名簿を配付させます。

暫時休憩します。

午前10時59分休憩

午前11時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会運営委員会委員の選任については委員会条例第7条第1項の規定によりお手元に配付した名簿のとおり指名したいと思いますが、御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員はお手元に配付しました名簿のとおり指名することといたします。

これより議会運営委員会の委員長、副委員長の互選をお願いいたします。

暫時休憩します。

ちなみに、議会運営委員会のほうは11時5分から始めていただきたいと思いますので、それまでは休憩に入ります。

午前11時01分休憩

午前11時10分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告を行います。

休憩中に議会運営委員会において委員長、副委員長の互選をお願いし、その結果が手元に参りましたので、報告いたします。

議会運営委員会、委員長に向野議員、副委員長に横川議員が互選された旨の報告がありました。以上、諸般の報告を終わります。

----- . ----- . -----
日程第9. 選挙第3号 吉富町外一市中学校組合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第9、選挙第3号吉富町一市中学校組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

吉富町外一市中学校組合議会議員に丸谷議員、角畑議員、向野議員、矢岡議員、山本議員の5名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した丸谷議員、角畑議員、向野議員、矢岡議員、山本議員が吉富町外一市中学校組合議会議員に当選されました。当選された方々に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第10. 選挙第4号 吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第10、選挙第4号吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたします。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に新保議員、太田議員、岸本議員、山本議員の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した新保議員、太田議員、岸本議員、山本議員が吉富町外1町環境衛生事務組合議会議員に当選されました。

当選された方々に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第11. 選挙第5号 豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第11、選挙第5号豊前市外二町清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

豊前市外二町清掃施設組合議会議員に横川議員、是石議員、矢岡議員、山本議員の4名を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した横川議員、是石議員、矢岡議員、山本議員が豊前市外二町清掃施設組合議会議員に当選されました。

当選された方々に会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第12、選挙第6号 京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第12、選挙第6号京築広域市町村圏事務組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

京築広域市町村圏事務組合議会議員に山本議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山本議員を当選人と決定することに御異議はござ

いませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した山本議員が京築広域市町村圏事務組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第13. 選挙第7号 豊前市外二町財産組合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第13、選挙第7号豊前市外二町財産組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

豊前市外二町財産組合議会議員に矢岡議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました矢岡議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した矢岡議員が豊前市外二町財産組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第14. 選挙第8号 京築地区水道企業団議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第14、選挙第8号京築地区水道企業団議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

京築地区水道企業団議会議員に山本議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました山本議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した山本議員が京築地区水道企業団議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第15. 選挙第9号 築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第15、選挙第9号築上郡自治会館等資産管理組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定しました。

築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に矢岡議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました矢岡議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した矢岡議員が築上郡自治会館等資産管理組合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

日程第16. 選挙第10号 福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙

○議長（山本 定生君） 日程第16、選挙第10号福岡県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については議長が指名することにいたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、議長が指名することと決定いたしました。

福岡県介護保険広域連合議会議員に矢岡議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました矢岡議員を当選人と決定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。したがって、ただいま議長が指名した矢岡議員が福岡県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

会議規則第33条第2項の規定により当選の告知をいたします。

それでは、ちょっと早いんですが、暫時休憩いたします。再開は13時です。

午前11時20分休憩

午後1時00分再開

○議長（山本 定生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第17. 議案第27号 専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第1号））

日程第18. 議案第28号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第19. 議案第29号 専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

日程第20. 報告第1号 専決処分の報告について（令和4年度吉富町宮幸子団地住戸改善外壁等改修工事（3期工事）契約変更）

日程第21. 議案第30号 監査委員の選任について

○議長（山本 定生君） 続いて、日程第17、議案第27号から日程第21、議案第30号までの5案件を一括議題といたします。

町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（花畑 明君） 本日、令和5年第2回臨時町議会を招集いたしましたところ、議員各員には、公私ともに御多用の中、御出席いただき、誠にありがとうございます。

このたびの臨時議会には、専決処分の承認案件3件、専決処分の報告案件1件、そして人事案件1件の計5案件について御審議いただきたく御提案するものでございます。

提案理由について御説明を申し上げます。

議案第27号は専決処分の承認を求めることについてであります。

既定の歳入歳出予算にそれぞれ1,401万4,000円を追加し、予算総額を35億4,001万4,000円とするものでございます。

歳入では、14款国庫支出金で計1,176万8,000円の増額、18款繰入金で224万6,000円の増額、歳出では4款1項保健衛生費で1,401万4,000円の増額であります。

令和5年春に開始される高齢者等を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種のため令和5年度一般会計に補正予算の必要が生じましたが、一刻も早く準備に着手するため令和5年3月30日付で専決処分をしたので法の定めるところにより議会の承認を求めます。

議案第28号は専決処分の承認を求めることについてであります。

地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い吉富町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく同日付で専決処分をしたので、法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めます。

議案第29号は専決処分の承認を求めることについてであります。

前議案同様、地方税法等の一部を改正する法律等が令和5年3月31日に公布されたことに伴い吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなく同日付で専決処分をしたので法の定めるところにより議会に報告し、承認を求めます。

報告第1号は専決処分の報告についてであります。

令和4年度吉富町営幸子団地住戸改善外壁等改修工事（3期工事）の変更契約について令和5年3月22日付で町議会の委任による専決処分をしたので法の定めるところにより議会に報告するものでございます。

続いて、議案第30号は監査委員の選任についてであります。

議員のうちから選任されておりました監査委員は議員の任期満了と同時に監査委員の任期も満了となったため議案書にありますとおり是石利彦議員を監査委員に選任したので法の定めるところにより議会の同意を求めるものでございます。

以上、提出議案についてはいずれも行政運営上重要なものでございます。

慎重に御審議の上、御議決、御承認くださいますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（山本 定生君） 提案理由の説明が終わりました。

日程第17、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第1号））を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明いたします。

議案書1ページをお願いいたします。

議案第27号専決処分の承認を求めることについてでございます。

令和5年春に開始する高齢者や基礎疾患を有する方、医療関係者等を対象とした新型コロナウイルスワクチン接種について、国が示す5月からの接種開始のため、一刻も早く電算システム改修などの準備を行う必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったことから地方自治法第179条第1項の規定により令和5年度吉富町一般会計補正予算を令和5年3月30日付で専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

一般会計補正予算書（第1号）をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和5年度吉富町一般会計補正予算（第1号）。

令和5年度吉富町の一般会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,401万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,001万4,000円とする。2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） これから質疑に入ります。

質疑に当たっては自己の意見は述べられないことになっております。

なお、質疑の回数は同一議員につき同一議題について3回を超えることができないようになっていますので、よろしくお願いいたします。

また、質問者、答弁者の発言は、挙手をし、「議長」との発声の後、私から発言の指名を受けてから行ってください。

以上のことを必ずお守りいただきますようよろしくお願いいたします。

ページを追って質疑を行います。補正予算書1ページ。歳入2ページ。歳出3ページ。次に4ページ、事項別明細書。総括歳入。5ページ、同じく総括歳出。次に歳入6ページ。歳入全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 次に歳出に入ります。

歳出7ページ。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回、この予算書を見ると、一般財源を224万6,000円充てていますが、歳出の中のどの部分にこれが充てられているのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

ワクチン接種に係る総額で、今回、国の補助が、各事業ごと、事務費とか委託料とかいうのに単価が決められておりますので、総額かかる部分をして足りない部分が一般財源というふうに今回は出しております。なので、どの辺が一般財源に該当するというのは別段ございません。

以上です。

○議長（山本 定生君） 向野議員。

○議員（4番 向野 倍吉君） 前回の全員協議会のほうで課長のほうからの説明で全国の自治体の75%が経費を含めて自己負担は発生しないという説明でありました。

今回、一般財源を224万6,000円出していますが、今後、うちの町では自己負担が発生しない75%に該当しないのかということと今後224万6,000円は国から返ってくるのかということをお聞きしたいと思います。

○議長（山本 定生君） 子育て健康課長。

○子育て健康課長（石丸 貴之君） お答えいたします。

今回、吉富町におきましては接触回数に応じた上限額ということで国のほうが指定されております。その関係上、75%に該当せず自己負担が発生を今回しております。

ただし、自己負担発生分につきましては、春夏接種におきましては、8月末までに接種が完了

すれば、その分は追加で検討してくれる、見るということで説明会のほうでは報告があつておりますので、今、うちのほうで、8月末までにワクチン接種を終了させ、自己負担分については追加で国のほうに補助金の交付申請をするというふうに予定しております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 歳入歳出全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 以上、補正予算書全般について御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題になっております議案第27号は会議規則第39号第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第27号専決処分の承認を求めることについて（令和5年度吉富町一般会計補正予算（第1号））はこれを承認することに決しました。

日程第18、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の3ページをお願いいたします。

議案第28号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和5年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する条例などが令和5年3月31日に公布され、吉富町税条例の一部改正が必要となり、令和5年3月31日に専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を求めるものです。

議案書は5ページから12ページまでです。

詳細につきましては附属資料の新旧対照表で説明いたしますが、改正内容ごとに説明させていただきますので、一部、ページが前後することを御了承くださいますようお願いいたします。

なお、本改正は地方税法等の改正に伴うものや文言等の整備を行うもので町独自の改正はございません。

附属資料の1ページ、新旧対照表をお開きください。

第34条の7第1項第4号は引用する法律の法律番号の漏れを整備するものです。

2ページをお願いいたします。

ここからは、森林環境税の導入に伴い、個人住民税の改正について関係する条項を続けて説明いたします。

森林環境税につきましては、平成31年4月1日施行の森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律において令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて国税として年額1人当たり1,000円を市町村が賦課徴収すると規定されております。

第34条の9第2項は配当割及び株式譲渡所得割における控除不足額の充当先に森林環境税を加える改正です。

1つ、条が飛びまして、4ページをお願いいたします。

第38条は、第3項に森林環境税の賦課徴収の方法についての規定を加え、見出しと第1項において文言の整備を行うものです。

5ページ、第41条は、町民税の納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を加え、併せて文言の整備を行うものです。

第44条第1項は給与から特別徴収の方法により徴収する個人の町民税に森林環境税を加える改正を行うものです。

また、この項及び8ページにかけての第2項、第3項、第5項、第6項において文言の整備を行っております。

1つ、条が飛びまして、8ページから9ページ、第47条は、第2項で給与所得に係る特別徴収税額に過誤納が生じた場合の普通徴収税額への繰入れについて改正を行い、併せてこの項と前項第1項において文言の整備を行っております。

9ページから10ページ、第47条の2第1項は年金から特別徴収の方法により徴収する個人の町民税に森林環境税を加える改正を行うものです。また、併せて次項の第2項とともに文言の

整備を行っております。

11ページから12ページ、第47条の6は、第2項で年金所得に係る特別徴収税額に過誤納が生じた場合の普通徴収税額への繰入れについて改正を行い、併せて前項の第1項とともに文言の整備を行っております。

以上が森林環境税の導入に伴う改正でございます。

ページが前後しますが、2ページをお願いいたします。

2ページから4ページにかけて、第36条の3の2は、第2項に給与所得者の扶養親族等申告書について記載事項の簡素化の規定を追加するとともに第3項以下の項ずれを整備しております。

ページが飛びまして、8ページをお願いいたします。

第46条は町民税の特別徴収納入書の様式に地方税統一QRコード対応の様式及び総務大臣が定める様式を追加する改正です。

次に12ページをお願いいたします。

12ページから14ページにかけて、第48条第1項、第5項及び第50条第1項は法人町民税の納付書の様式に地方税統一QRコード対応の様式を追加する改正です。

加えて、第50条第2項では文言の整備を行っております。

14ページから15ページ、第82条第1号エは、道路交通法等の改正に伴い、一定の要件を満たす3輪の電動キックボード等の車両区分が創設され、種別割の課税に必要な指定の改正を行うものです。

なお、対象となる電動キックボード等は第82条第1項イに該当することとなり、税額は年額2,000円で令和6年度からの課税となります。

15ページ、第90条は引用する法律の法律番号の漏れを整備するものです。

16ページから18ページにかけて、第98条第1項、第5項及び第101条第1項は、たばこ税の納付書の様式に地方税統一QRコード対応の様式を追加し、併せて文言の整備を行うものです。

続きまして、附則の改正です。

18ページ、附則第8条は肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を延長する改正です。

19ページ、附則第10条は、地方税法附則第64条の規定が適用期間の終了により削除されたことに伴い、引用する条の整備を行う改正です。

附則第10条の2は第1項から22ページの第25項において句点の整備と地方税法の改正に伴い生じた項ずれを整備するものです。

22ページをお願いいたします。

附則第10条の2第26項は、本則第64条に規定する先端設備等導入計画に係る固定資産税の特例が適用期間の終了により廃止され、代わりに新設された大規模の修繕等が行われた特定マンションに対する課税の特例の割合を定める改正です。

附則第10条の3は、第4項で文言の整備を行い、23ページ、第12項は前条第26項に規定する特定マンションの固定資産税の課税の特例を受けようとする者がすべき申告について必要な規定を追加するものです。

また、附則第12項を追加したことに伴い、以下の項ずれを整備し、23ページから24ページにかけて第13項では地方税法施行規則の改正に伴い生じた項ずれの整備を行っております。

24ページの中ほどから30ページにかけては軽自動車税に関する改正です。環境性能の優れた軽自動車の普及を促進するため燃費性能の達成基準に応じて見直しを行うものです。

24ページ附則第15条の2から25ページ附則第15条の6までは環境性能割に関する改正です。

附則第15条の2は臨時的に非課税とする特例措置の適用期間が終了したことにより条を削除するものです。

なお、この条の削除に伴い、附則第15条の2の2を附則第15条の2とし、25ページ第4項において不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合を引き上げる改正を行っております。

附則第15条の6第3項は臨時的に税率を軽減する特例措置の適用期間が終了したことにより項を削除するものです。

25ページ中ほど附則16条から30ページ附則第16条の2までは種別割に関する改正です。

附則第16条第1項は26ページの第3項から28ページ第6項までを削除したことに伴う項ずれの整備を行うものです。

26ページ、附則第16条第2項は電気自動車等を取得した場合における現行の税率の特例の適用期間を延長する改正です。

また、第3項から28ページ第6項までに規定する種別割に係る税率の特例については適用期間の終了や第2項の適用期間の延長に伴い削除し、これによって生じた以下の項ずれの整備を行っております。

ページが飛びまして、29ページをお願いいたします。

29ページから30ページにかけて、附則第16条第3項及び第4項は燃費達成基準を満たした営業用の乗用軽自動車の税率の特例について適用期間等を見直す改正です。

30ページ、附則第16条の2第1項は前条において生じた項ずれの整備を行うものです。

また、第3項では不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する

際に加算する割合を引き上げる改正を行っております。

附則第17条の2第1項及び31ページ第2項は優良住宅地の造成等のため土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例の適用期限を延長する改正です。

続きまして、施行期日及び経過措置について御説明いたします。

議案書にお戻りください。

議案書、10ページ下から2行目からです。

11ページ、第1条、施行期日でございます。この条例は令和5年4月1日から施行いたします。

なお、第1号から第3号までそれぞれの規定において法改正等に応じた施行日を定めております。

また、第2条では町民税に関する事、第3条では12ページにかけて固定資産税に関する事、同じく12ページ第4条では軽自動車税に関する事についての経過措置をそれぞれ規定しております。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 幾つかあるんですけど、森林環境税で1人当たり1,000円ということだったんですけど、対象は、住民税が発生する人に対して1,000円なのか、あるいはもっと国民1人当たりとか、その辺がよく分かりませんでした。まず、そこをお願いします。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 森林環境税につきましては住民税の均等割が課税される者に対して1人当たり1,000円を課税するものです。

以上です。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 森林環境税は国税ということだったんですけども、こんなふうに国税を地方税に乘せて徴収するようなことはほかにありますか。何でだろうなと思ったんですけど、理由は何なんでしょう。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） ほかに国税を住民税と一緒に賦課徴収するというのはありません。理由ですね。理由は、申し訳ないんですけど、把握しておりません。

○議長（山本 定生君） 岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 何でだろうなと不思議に思ったので、聞きました。分かればまた教えてください。

あと、本当に分かりにくいというか、私の整理ができていなくて、減額措置の延長もあったかと思うし、それがなくなったようなところもあったかと思うんですけど、総合してこれは住民の皆さんにとってはどうなのでしょう。増税になるのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 増税になるかというのは一概には言えないと思いますが、軽自動車税につきましては、環境性能割と種別割なんですけど、税率等がそれぞれ変わってきますので、影響を受ける方もいれば、ない方もいらっしゃる。

1年限りの税率になりますので、新規に登録した車に対しての税率になりますので、購入した方に関しては影響が出る部分があれば全く変わらない方もいらっしゃると思いますが、今のところ、どういった方たちが新規で購入するかというところまでは把握できませんので、何とも言えないところがあります。

以上です。

○議長（山本 定生君） 太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） ちょっと教えてください。優良住宅地を売却というか、それに課税されるということなんですけども、優良住宅ってどういうことなのかなというのが分かれば教えてもらいたい。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 優良住宅地の定義ですが、今回、私のほうが調べておりませんので、また調べまして改めて回答させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 同僚議員の質疑の中でありました軽自動車の話、当初、購入時の1年間だけで、あとは出ないと。そういう理解でよろしいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） おっしゃるとおりです。

○議長（山本 定生君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） それは、要するに中古車にはかからないと理解してもよろしいんでしょうか。燃費のいい車に対する条例ですね。お願いします。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 新規の登録の車のみでございます。

以上です。

○議長（山本 定生君） いいですか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君）（ ）。

○議長（山本 定生君） 是石議員と今指名しましたけど。

○議員（7番 是石 利彦君） そうですか。結構です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） そうしましたら、特定マンションにまつわる場所なんですけども、まずわが町には特定マンションというのが存在しているのかどうかということ。これをもう少し詳しく教えていただければということと、に関わる区分所有、要は分譲マンションということだと思んですけど、というのが本町にはあるのかということお聞きしたいと思います。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 特定マンションでございますが、本町には現状では対象となる建物は存在しておりません。

対象となるマンションの定義としましては、築後20年以上が経過している10戸以上のマンション、大規模修繕工事を過去に1回以上適切に行っていること、長寿命化に資する大規模修繕工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること、この3つが定義となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 丸谷議員。

○議員（2番 丸谷 宏一君） ありがとうございます。

となると、該当の物件がなくても、ここに載せていくということは、今後、こういったものに対する、あってもなくても載せるということによろしいのでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） おっしゃるとおりです。あってもなくても、いつかあるかもしれないというところで条例のほうには載せております。

以上です。

○議長（山本 定生君） 新保議員。

○議員（1番 新保 祐介君） 電動機付自転車のお伺いしたいんですけども、先ほどキックボードのほうにも税金がかかるということですが、例えば、屋根つき、ピザ屋さんが運んでくるようなバイクとか、そういったような（ ）の電動タイプのものかかってくる感じでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） ピザ屋さん等が使っている……。

○議員（1番 新保 祐介君） 屋根つき。

○税務課長（岩井 保子君） はい。それは既に課税されております。

○議長（山本 定生君） ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第28号専決処分の承認を求めることについて（吉富町税条例の一部を改正する条例の制定について）はこれを承認することに決しました。

日程第19、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

担当課長に内容の説明を求めます。税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 議案書の13ページをお願いします。

議案第29号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

本議案は、令和5年4月1日を施行日とする地方税法等の一部を改正する法律などが令和5年3月31日に公布され、吉富町国民健康保険税条例の一部改正が必要となり、令和5年3月31日に専決処分を行いましたので、内容について報告し、承認を求めるものです。

議案書は15ページです。

詳細につきましては附属資料の新旧対照表で説明いたします。

なお、本改正は地方税法等の改正に伴うものや文言等の整備を行うもので町独自の改正はございません。

附属資料33ページをお開きください。

附則第2条第3項及び第23条第1項は後期高齢者支援金等課税額の課税限度額が20万円から22万円に引き上げられたことに伴う改正です。

34ページ、第23条第1項第2号は5割軽減の判定所得の算定における1人当たりの加算額を28万5,000円から29万円に、第3号は2割軽減の判定所得の算定における1人当たりの加算額を52万円から53万5,000円に引き上げる改正を行うものです。

35ページ、第23条の2、36ページ、第24条の2第2項及び附則第2項から38ページの第4項、39ページから44ページにかけての第6項から第9項、第12項、第13項は引用する法令等の規定に合わせて文言や対応する条項を整理するものです。

続きまして、施行期日及び適用区分について御説明いたします。

議案書にお戻りください。議案書15ページです。

附則第1項、施行期日です。この条例は令和5年4月1日からの施行とするものです。

附則第2項、適用区分です。改正後の規定は令和5年度の国民健康保険税からの適用とするものです。

以上で説明を終わります。御承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（山本 定生君） これより質疑に入ります。本案に対して質疑はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最高限度額の引上げだと思うんですけど、これによって影響を受ける世帯はどのぐらいでしょうか。

○議長（山本 定生君） 税務課長。

○税務課長（岩井 保子君） 課税限度額の影響を受ける世帯数でございますが、今年度はまだ課税されておりませんので、令和4年度でいいますと12世帯41名が対象となっております。

以上です。

○議長（山本 定生君） よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第29号は委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 最高限度額の引上げは国保税の引上げにつながるもので、反対しま

す。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。矢岡議員。

○議員（9番 矢岡 匡君） 国に準ずるところが自然だというのが大方の共通感覚だというのが一般的な認識だろうと存じます。

以上、賛成討論といたします。

○議長（山本 定生君） ほかに反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 起立多数であります。よって、議案第29号専決処分の承認を求めることについて（吉富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）は承認することに決しました。

日程第20、報告第1号専決処分の報告について（令和4年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（3期工事）契約変更）を議題とします。

担当主幹に報告を求めます。建設課主幹。

○建設課主幹（南 博己君） それでは、御説明させていただきます。

議案書の16ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告についてでございます。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された町長の専決事項の規定（平成21年3月23日議決）に掲げる議会の議決に付した契約または製造の請負契約を変更する場合に変更額の累計が500万円以下において増額または減額することについて議案書17ページの専決処分書のとおり専決処分をいたしましたので、同法第180条第2項の規定に基づき御報告するものでございます。

提案理由といたしましては、令和4年度吉富町営幸子団地住戸改善・外壁等改修工事（3期工事）について、令和4年10月5日の臨時議会において契約締結についての御議決を頂き、工事に着手いたしました。工事着手後、12戸のうち8戸において押し入れ内の裏側のベニヤ板等の腐食が激しく、その箇所の補修等見直しを行う必要があったため5万8,700円の増額と

なり、当初契約金額7,366万1,500円から変更契約金額7,423万200円に変更した
ものでございます。このことから地方自治法第180条第2項の規定に基づき報告するものであ
ります。

以上でございます。

○議長（山本 定生君） 以上で報告を終わります。

日程第21、議案第30号監査委員の選任についてを議題といたします。

是石議員は地方自治法第117条の規定により除席となりますので、退席を求めます。

〔7番 是石 利彦君 退席〕

○議長（山本 定生君） 担当課長に内容の説明を求めます。総務財政課長。

○総務財政課長（奥本 仁志君） 御説明いたします。

議案書18ページをお願いいたします。

議案第30号監査委員の選任について。

本町監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により同意を求
める。

住所、吉富町大字今吉6番地3、氏名、是石利彦、昭和26年12月17日生まれ。

議員のうちから選任された監査委員は議員としての任期満了と同時に監査委員の任期も満了す
ることになっておりますので、このたびの任期満了に伴い、新たに是石利彦議員を選任したいの
で法の定めるところにより議会の同意を求めるものでございます。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（山本 定生君） これで説明を終わります。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は会議規則第39条第3項の規定
により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 御異議なしと認めます。よって、議案第30号は委員会付託を省略する
ことに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本委員。

○議員（8番 岸本加代子君） この案件について個人が不適格などと決して考えているわけでは
ありません。また、既に選任されている方との関係は政倫条例に触れるわけでもないと思ってい

ます。

しかし、町民目線で政倫条例の精神を考えたとき、避けるべき案件と考えますので、同意することに反対いたします。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。太田議員。

○議員（5番 太田 文則君） 今回の委員選出、監査委員候補は、代表監査委員と近い親戚とお聞きしております。町の重要な会計を担うことは常識に照らしても好ましくないのではないかと。よって、今回の委員選出監査に反対します。

○議長（山本 定生君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 討論なしと認めます。

これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。御異議がございますので、起立により採決いたします。本案は同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 定生君） 起立多数であります。よって、議案第30号監査委員の選任について同意を求める件は同意することに決しました。

では、是石議員を入場させます。

〔7番 是石 利彦君 着席〕

日程第22. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（山本 定生君） 日程第22、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員会、総務文教委員会、福祉産業建設常任委員会、予算決算委員会の各委員長から会議規則第75条の規定によりお手元に配付しました申出のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 定生君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり閉会中の継

続審査をすることに決定いたしました。

○議長（山本 定生君） 以上で、今期臨時会に付議された事件は全て終了いたしました。

ここで、町長より議員の皆様にご挨拶があります。町長。

○町長（花畑 明君） まずは、本日の議会におかれまして議会構成及び委員会所属等々が決定され、議会として新たな船出ができましたことをお祝い申し上げます。

また、提出させていただきました全ての議案に御議決、御承認を賜り、誠にありがとうございました。

先般、執行された選挙につきましては28年ぶりに町長、議員ともに無投票という結果でありました。全国的に無投票という結果が多かったこともあり、マスコミ報道等で民主主義の観点から問題視する声もございましたが、私はこれまで皆さんと共に進めてまいりましたまちづくりに対する信任を頂いた結果であると前向きに受け止めております。

投票という形で示すことができなかつた町民の皆様の思いに対しましては与えられた重責をしっかりと果たしていくことでお応えしていきたいと考えております。

これからの4年間、議員の皆様方と手を取り合って、吉富町の明るい未来を築いていくために、そして何よりも町民の皆様の幸せのために共に汗をかき、大きく前に進んでいければと考えておりますので、今後とも町政運営にお力添えを賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びになりますが、議員皆様方の今後ますますの御健勝とさらなる御活躍を祈念申し上げ、初議会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（山本 定生君） これをもちまして、令和5年第2回吉富町議会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後1時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 5月15日

臨時議長

議 長

署名議員

署名議員